

令和元年亀岡市議会定例会 1 2 月議会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(期末手当) 第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の167.5、<u>12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の167.5、<u>12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日等)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</u> (給与の内払)</p> <p>2 <u>この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて、令和元年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の170</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u> を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の112.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	円 144,100	円 194,000	円 230,000	円 263,000	円 288,900	円 319,200	円 362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600

別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200	円 362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600

31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	

31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	

68	<u>231,700</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>	
69	<u>232,400</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>	
70	<u>233,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>	
71	<u>233,700</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>	
72	<u>234,500</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>	
73	<u>235,300</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>	
74	<u>236,000</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>	
75	<u>236,700</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>	
76	<u>237,300</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>	
77	<u>238,000</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>	
78	<u>238,800</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>	
79	<u>239,600</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>	
80	<u>240,300</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>	
81	<u>240,800</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>	
82	<u>241,500</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>	
83	<u>242,200</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>	
84	<u>242,900</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>	
85	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>	
86	<u>244,200</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>	<u>410,500</u>	
87	<u>244,900</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>	<u>410,800</u>	
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>	<u>411,000</u>	
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>	<u>411,200</u>	
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>	<u>411,500</u>	
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>	<u>411,800</u>	
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>	<u>412,000</u>	
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>	<u>412,200</u>	
94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>	<u>381,500</u>	<u>393,300</u>		
95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>	<u>381,900</u>	<u>393,600</u>		
96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>	<u>382,300</u>	<u>393,800</u>		
97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>	<u>382,600</u>	<u>394,000</u>		
98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>	<u>383,100</u>	<u>394,300</u>		
99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>	<u>383,500</u>	<u>394,600</u>		
100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>	<u>383,900</u>	<u>394,800</u>		
101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>	<u>384,200</u>	<u>395,000</u>		
102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>	<u>384,700</u>			
103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>	<u>385,100</u>			
104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>	<u>385,500</u>			

68	<u>232,700</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>	
69	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>	
70	<u>234,000</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>	
71	<u>234,500</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>	
72	<u>235,200</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>	
73	<u>236,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>	
74	<u>236,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>	
75	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>	
76	<u>237,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>	
77	<u>238,400</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>	
78	<u>239,100</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>	
79	<u>239,800</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>	
80	<u>240,300</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>	
81	<u>240,800</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>	
82	<u>241,500</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>	
83	<u>242,200</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>	
84	<u>242,900</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>	
85	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>	
86	<u>244,200</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>	<u>410,500</u>	
87	<u>244,900</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>	<u>410,800</u>	
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>	<u>411,000</u>	
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>	<u>411,200</u>	
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>	<u>411,500</u>	
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>	<u>411,800</u>	
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>	<u>412,000</u>	
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>	<u>412,200</u>	
94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>	<u>381,500</u>	<u>393,300</u>		
95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>	<u>381,900</u>	<u>393,600</u>		
96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>	<u>382,300</u>	<u>393,800</u>		
97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>	<u>382,600</u>	<u>394,000</u>		
98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>	<u>383,100</u>	<u>394,300</u>		
99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>	<u>383,500</u>	<u>394,600</u>		
100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>	<u>383,900</u>	<u>394,800</u>		
101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>	<u>384,200</u>	<u>395,000</u>		
102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>	<u>384,700</u>			
103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>	<u>385,100</u>			
104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>	<u>385,500</u>			

	105		298,300	346,800	385,800			
	106		298,600	347,200	386,300			
	107		299,000	347,600	386,700			
	108		299,300	348,000	387,100			
	109		299,500	348,500	387,400			
	110		299,900	348,900	387,900			
	111		300,300	349,200	388,300			
	112		300,600	349,500	388,700			
	113		300,800	350,000	389,000			
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

	105		298,300	346,800	385,800			
	106		298,600	347,200	386,300			
	107		299,000	347,600	386,700			
	108		299,300	348,000	387,100			
	109		299,500	348,500	387,400			
	110		299,900	348,900	387,900			
	111		300,300	349,200	388,300			
	112		300,600	349,500	388,700			
	113		300,800	350,000	389,000			
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、前項の規定にかかわらず平成31年4月1日から適用する。



(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(国の例引用)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(住居手当)</p> <p>第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（ただし、規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>掲げる額の合計額</u>）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>掲げる額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは<u>16,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときには、これを切り捨てた額）</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（ただし、規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>定める額の合計額</u>）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>定める額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは<u>17,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときには、これを切り捨てた額）</p>

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5（幹部職員にあっては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(非常勤職員等の給与)

第24条の3 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用する職員の給与については、任命権者が他の常勤の職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で支給する。

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

<削除>

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和51年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定及び第2条各号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が定める。ただし、3年に満たない休職の期間を定めた場合においては、その休職発令の日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定及び第2条各号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が定める。ただし、3年に満たない休職の期間を定めた場合においては、その休職発令の日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下給料_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下給料<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）第15条に規定する時間外勤務手当、同条例第16条に規定する休日勤務手当及び同条例第17条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。）)</u>の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号。以下「給与条例」という。）第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間に100分の100以下の割合を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和35年亀岡市規則第1号）第13条の4に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)</p> <p>第9条 職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号。以下「退職手当条例」という。）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当す</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号。以下「給与条例」という。）第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間に100分の100以下の割合を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和35年亀岡市規則第1号）第13条の4に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)</p> <p>第9条 職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号。以下「退職手当条例」という。）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当す</p>

るものとする。

2 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア・イ (略)

るものとする。

2 (略)

3 育児休業をした職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、退職手当条例第2条に規定する職員に含まれないことから、本条における規定の対象とはならない。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア・イ (略)



公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次に掲げるもので規則で定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次に掲げるもので規則で定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条____に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年亀岡市条例第35号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬____が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額）</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職又は死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。 _____</p> <p>_____</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職又は死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。<u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p>

亀岡市政治倫理条例（平成20年亀岡市条例第19号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(政治倫理基準の遵守)</p> <p>第3条 市長等及び議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 議員は、前項に規定する政治倫理基準のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市の職員（<u>臨時職員及び嘱託職員</u>を含む。以下同じ。）の公正な職務執行を不当に妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(政治倫理基準の遵守)</p> <p>第3条 市長等及び議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 議員は、前項に規定する政治倫理基準のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市の職員（<u>臨時的任用職員及び会計年度任用職員</u>を含む。以下同じ。）の公正な職務執行を不当に妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(2) (略)</p>

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>目次                      (略)                      第5章 補則 (第16条)                      (償還等)                      第15条 (略)                      2 (略)                      3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、                      法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 補則                      &lt;新設&gt;</p> <p>(委任)                      第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>目次                      (略)                      第5章 補則 (第16条・第17条)                      (償還等)                      第15条 (略)                      2 (略)                      3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金につ                      いては、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条                      及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 補則  <u>(支給審査委員会の設置)</u></p> <p>第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を                      調査審議するため、亀岡市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支                      給審査委員会」という。）を置く。</p> <p>2 <u>支給審査委員会の委員は、学識経験を有する者その他市長が必要                      と認める者のうちから、必要の都度市長が任命する。</u></p> <p>3 <u>支給審査委員会は、委員7人以内で組織する。</u></p> <p>(委任)                      第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

亀岡市立保育所条例（昭和30年亀岡市条例第51号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																																
(保育所の名称、位置及び定員)	(保育所の名称、位置及び定員)																																																
第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。	第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本梅保育所</td> <td>亀岡市本梅町井手早田垣内13番地の2</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>2 東本梅保育所</td> <td>亀岡市東本梅町東大谷生子田69番地</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>3 川東保育所</td> <td>亀岡市馬路町流川30番地の1</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>4 中部保育所</td> <td>亀岡市曾我部町穴太川原口34番地の1</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>5 東部保育所</td> <td>亀岡市篠町野条下川1番地</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>6 第六保育所</td> <td>亀岡市北河原町1丁目1番1号</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>7 別院保育所</td> <td>亀岡市東別院町南掛正之垣内10番地</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>8 保津保育所</td> <td>亀岡市保津町五番60番地の2</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員 (人)	1 本梅保育所	亀岡市本梅町井手早田垣内13番地の2	120	2 東本梅保育所	亀岡市東本梅町東大谷生子田69番地	70	3 川東保育所	亀岡市馬路町流川30番地の1	150	4 中部保育所	亀岡市曾我部町穴太川原口34番地の1	90	5 東部保育所	亀岡市篠町野条下川1番地	150	6 第六保育所	亀岡市北河原町1丁目1番1号	240	7 別院保育所	亀岡市東別院町南掛正之垣内10番地	60	8 保津保育所	亀岡市保津町五番60番地の2	70	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 川東保育所</td> <td>亀岡市馬路町流川30番地の1</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>2 中部保育所</td> <td>亀岡市曾我部町穴太川原口34番地の1</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>3 東部保育所</td> <td>亀岡市篠町野条下川1番地</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>4 第六保育所</td> <td>亀岡市北河原町1丁目1番1号</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>5 別院保育所</td> <td>亀岡市東別院町南掛正之垣内10番地</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>6 保津保育所</td> <td>亀岡市保津町五番60番地の2</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員 (人)	1 川東保育所	亀岡市馬路町流川30番地の1	150	2 中部保育所	亀岡市曾我部町穴太川原口34番地の1	90	3 東部保育所	亀岡市篠町野条下川1番地	150	4 第六保育所	亀岡市北河原町1丁目1番1号	240	5 別院保育所	亀岡市東別院町南掛正之垣内10番地	60	6 保津保育所	亀岡市保津町五番60番地の2	70
名称	位置	定員 (人)																																															
1 本梅保育所	亀岡市本梅町井手早田垣内13番地の2	120																																															
2 東本梅保育所	亀岡市東本梅町東大谷生子田69番地	70																																															
3 川東保育所	亀岡市馬路町流川30番地の1	150																																															
4 中部保育所	亀岡市曾我部町穴太川原口34番地の1	90																																															
5 東部保育所	亀岡市篠町野条下川1番地	150																																															
6 第六保育所	亀岡市北河原町1丁目1番1号	240																																															
7 別院保育所	亀岡市東別院町南掛正之垣内10番地	60																																															
8 保津保育所	亀岡市保津町五番60番地の2	70																																															
名称	位置	定員 (人)																																															
1 川東保育所	亀岡市馬路町流川30番地の1	150																																															
2 中部保育所	亀岡市曾我部町穴太川原口34番地の1	90																																															
3 東部保育所	亀岡市篠町野条下川1番地	150																																															
4 第六保育所	亀岡市北河原町1丁目1番1号	240																																															
5 別院保育所	亀岡市東別院町南掛正之垣内10番地	60																																															
6 保津保育所	亀岡市保津町五番60番地の2	70																																															
	(保育料)																																																
	第3条 保育料は、 <u>亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年亀岡市条例第11号）の定めるところによる。</u>																																																
	(事業)																																																
	第4条 市長は、 <u>保育所において保育を必要とする乳幼児の保育を行うほか、次に掲げる事業を行うことができる。</u>																																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>休日保育事業</u></li> <li>(2) <u>一時保育事業</u></li> <li>(3) <u>延長保育事業</u></li> </ul>																																																
	2 <u>前項第1号から第3号までの事業を利用する乳幼児の保護者は、当該事業に要した費用の一部として別に規則で定める額を納付しなければならない。</u>																																																
(委任)	(委任)																																																
第3条 (略)	第5条 (略)																																																

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例（平成28年亀岡市条例第45号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 送迎用スペースの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="250 403 1095 571"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R馬堀駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内</td> </tr> <tr> <td>J R亀岡駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市追分町谷筋地内</td> </tr> <tr> <td>J R千代川駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市千代川町今津1丁目地内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	J R馬堀駅前送迎用スペース	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内	J R亀岡駅前送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋地内	J R千代川駅前送迎用スペース	亀岡市千代川町今津1丁目地内	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 送迎用スペースの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1144 403 1989 612"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R馬堀駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内</td> </tr> <tr> <td>J R亀岡駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市追分町谷筋地内</td> </tr> <tr> <td><u>J R亀岡駅北口送迎用スペース</u></td> <td><u>亀岡市追分町谷筋、一本木地内</u></td> </tr> <tr> <td>J R千代川駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市千代川町今津1丁目地内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	J R馬堀駅前送迎用スペース	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内	J R亀岡駅前送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋地内	<u>J R亀岡駅北口送迎用スペース</u>	<u>亀岡市追分町谷筋、一本木地内</u>	J R千代川駅前送迎用スペース	亀岡市千代川町今津1丁目地内
名称	位置																		
J R馬堀駅前送迎用スペース	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内																		
J R亀岡駅前送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋地内																		
J R千代川駅前送迎用スペース	亀岡市千代川町今津1丁目地内																		
名称	位置																		
J R馬堀駅前送迎用スペース	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内																		
J R亀岡駅前送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋地内																		
<u>J R亀岡駅北口送迎用スペース</u>	<u>亀岡市追分町谷筋、一本木地内</u>																		
J R千代川駅前送迎用スペース	亀岡市千代川町今津1丁目地内																		





曙台4丁目地区地区整備計画区域	(略)
野条馬場地区地区整備計画区域	(略)
馬堀駅前地区地区整備計画区域	(略)
篠町篠地区地区整備計画区域	(略)
大井町西部地区地区整備計画区域	(略)
篠町篠下西山地区地区整備計画区域	(略)
大井町南部地区地区整備計画区域	(略)
篠町篠牧田地区地区整備計画区域	(略)
篠町篠向谷地区地区整備計画区域	(略)
中矢田町才ノ溝地区地区整備計画区域	(略)
亀岡駅北地区地区整備計画区域	(略)

曙台4丁目地区地区整備計画区域	(略)
野条馬場地区地区整備計画区域	(略)
馬堀駅前地区地区整備計画区域	(略)
篠町篠地区地区整備計画区域	(略)
大井町西部地区地区整備計画区域	(略)
篠町篠下西山地区地区整備計画区域	(略)
大井町南部地区地区整備計画区域	(略)
篠町篠牧田地区地区整備計画区域	(略)
篠町篠向谷地区地区整備計画区域	(略)
中矢田町才ノ溝地区地区整備計画区域	(略)
亀岡駅北地区地区整備計画区域	(略)
篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠牙ケ尾地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条関係)

地区整備 計画区域 の名称	計画地区の 名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建 築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの最 高限度	壁面の位置 の制限
(略)					
亀岡駅北 地区地区 整備計画 区域	住宅ゾーン ①	(略)	(略)	(略)	(略)
	住宅ゾーン ②	(略)	(略)	(略)	(略)
	商業ゾーン ①	次の各号に掲げる建 築物 (1) (略) (2) 法別表第2 (ち)項第2号か ら第3号に規定す るもの (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略)	(略)		
	商業ゾーン ②	次の各号に掲げる建 築物 (1) (略) (2) 法別表第2 (ち)項第2号か ら第3号に規定す るもの (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)	(略)		

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条関係)

地区整備 計画区域 の名称	計画地区の 名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建 築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの最 高限度	壁面の位置 の制限
(略)					
亀岡駅北 地区地区 整備計画 区域	住宅ゾーン ①	(略)	(略)	(略)	(略)
	住宅ゾーン ②	(略)	(略)	(略)	(略)
	商業ゾーン ①	次の各号に掲げる建 築物 (1) (略) (2) 法別表第2 (り)項第2号か ら第3号に規定す るもの (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略)	(略)		
	商業ゾーン ②	次の各号に掲げる建 築物 (1) (略) (2) 法別表第2 (り)項第2号か ら第3号に規定す るもの (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)	(略)		

	商業ゾーン ③	次の各号に掲げる建築物 (1) (略) (2) 法別表第2 (ち)項第2号から第3号に規定するもの (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略)	(略)		
	商業ゾーン ③	次の各号に掲げる建築物 (1) (略) (2) 法別表第2 (り)項第2号から第3号に規定するもの (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略)	(略)		
篠町篠牙ケ尾地区 地区整備 計画区域	工業施設 ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設 (4) 令第130条の7に規定する規模の畜舎(犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペット	1,500 平方メートル		敷地境界線のうち、道路境界線(道路の隅切部分を除く。)からの距離については、1メートルとする。

ホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。)

(5) 住宅

(6) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（本ゾーン内に立地する事業所が、当該事業所の従業員のために設置するもの又は研修等のために設置する宿泊施設を除く。)

(7) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業員の福利厚生のために設置する保育施設を除く。)

(8) 図書館、博物館その他これらに類するもの

(9) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。)

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第

		<p>9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(11) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>		
	<p>生活利便施設・関連施設ゾーン</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、</p>	<p>150 平方メートル</p>	<p>敷地境界線のうち、道路境界線（道路の隅</p>

射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

(2) カラオケボックスその他これに類するもの

(3) ホテル又は旅館

(4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設

(5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）

(6) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹

切部分を除く。）からの距離については、1メートルとする。

ただし、市道中矢田篠線の道路境界線からの距離については、3メートルとする。

介営業の用途に  
供する建築物

(8) 犬、猫その他

人に飼育されて  
いた動物の死体  
を焼却する設備  
を有する施設、動  
物の死体を埋葬  
し、若しくは焼骨  
を埋蔵する施設、  
動物の焼骨を収  
蔵する施設又は  
これらを併せ有  
する施設（専ら自  
己の利用に供す  
る目的で設置す  
るものを除く。）

(9) 廃棄物の処理

及び清掃に関す  
る法律第2条第1  
項に規定する「廃  
棄物」の分別、保  
管、収集、運搬、  
再生、処分等の処  
理の用途に供す  
る建築物及び工  
作物（工場その他  
の建築物に附属  
するもので、専ら  
当該建築敷地内  
の施設において  
生じた廃棄物の  
処理を行うもの  
を除く。）